

審査員による CEMSAR マークの使用要領

CEMSAR RA 200

一般財団法人 省エネルギーセンター
エネルギーマネジメントシステム審査員評価登録センター

制定・改定履歴

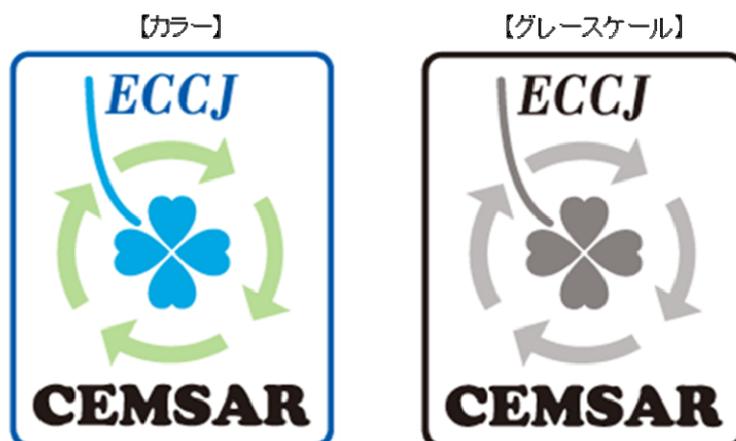
版番号	年月日	制定、改定内容
00	2011年9月22日	制定
01	2012年5月23日	「ロゴ・マーク」を「マーク」表記に統一

審査員による CEMSAR マークの使用要領

本使用要領は、CEMSAR に登録されたエネルギー審査員による CEMSAR マークの使用要領を指定するものである。

(1) CEMSAR マークとその表示方法

- 1) CEMSAR マークは、ロゴ及び図形等から構成される下記のマークとする。配色はカラーとグレースケールの 2 種類であるが、マークの基本色はグレースケールとする。



- 2) 使用においては、字体を含めこのままで、一体として使用するものとする。同一比による縮小または拡大は可能とするが、縮小することによりロゴが明瞭に判読できない場合は、そのサイズの認証マークを使用してはならないものとする。
- 3) 字体、色彩、図形その他具体的なマークの表現については、CEMSAR が提供するマークのデータに従って、印刷等の処置がなされるものとする。

(2) CEMSAR マークの管理

エネルギー審査員は、CEMSAR が使用のために提供したマークの清刷等に関する適切な管理を行わなければならない。

(3) CEMSAR マークの使用条件

- 1) CEMSAR に登録するエネルギー審査員は、登録審査員本人の名刺に表示する場合に限り、CEMSAR マークを印刷して使用することができる。
- 2) CEMSAR マークの表示した名刺の使用は、登録の有効期間内に限る。登録が失効した場合、CEMSAR マークが表示された名刺は、廃棄するものとする。
- 3) CEMSAR は、他の機関のマークの使用を許諾する立場にはない。CEMSAR マークを使用する場合、CEMSAR マークの表示は、他の機関のマークと関連すると理解されることがないように形でなければならない。

(4) CEMSAR マークの不適切な使用に対する処置

- 1) エネルギー審査員が、本使用要領に反して CEMSAR マークを表示し、或いは必要な管理を実施しなかった場合、CEMSAR は、当該のエネルギー審査員に対して是正を指示することができる。
- 2) CEMSAR の是正指示に対して適切な対応がとられない場合は、CEMSAR は、当該のエネルギー審査員の登録の一時停止又は取消しを行うことができる。